

事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

NEW

＜福井地区開催＞

実効性のあるメンタルヘルス対策を進めるためには、組織的、計画的な体制づくりと、これを運用する担当者を明確にすることが必要です。厚生労働省が定めた「労働者の心の健康の保持増進のための指針」でも、担当者を選任することが求められています。

本研修は、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善など、メンタルヘルス対策に必要な知識を包括的に学ぶことができます。

日 程 令和9年2月17日（水）～18日（木）

会 場 ふくい労基教育センター 〒915-0242 越前市栗田部町81-2

1日目		2日目		定 員 30名
	開講	講義	職場環境の把握と改善の方法	1日目
講義	事業場におけるメンタルヘルスケア	講義	企業のリスクマネジメントとコンプライアンス	9:30～17:00
講義	ストレス及びメンタルヘルスケアに関する基礎知識	講義	個人情報保護への配慮	2日目
講義	心身医学・精神医学の基礎	講義	職場復帰における支援の進め方	9:30～17:00
講義	働く人のうつ病と自殺予防への対応	講義	関係者との連携及び情報提供の進め方	注)内容は変更する場合があります。
講義・実習	メンタルヘルス教育の進め方	研究討議	取組状況の把握と情報交流	

＜対象者＞

事業場内のメンタルヘルスを推進している方、人事労務担当者、衛生管理者・保健師・看護師等（産業保健スタッフなど）

＜お申込み方法＞ 中災防 中部安全衛生サービスセンター HPより

https://www.jisha.or.jp/chubu/seminar/d3500_mh_syn.html

受講料 資料代、消費税を含みます。

賛助会員 THP登録者	賛助会員 (中小事業割引サービス利用)	一般	一般 (中小事業割引サービス利用)
36,630円	25,641円	40,700円	28,490円

キャンセル：開催日から起算して7日前から前日まで…受講料30%

開催日当日以降…受講料100%

中小事業場割引サービスについて

以下の要件(①～③全て)に当てはまる事業場に対し、研修受講料の一部を割引するものです。なお、本制度の実施効果を測定するためのアンケートにご協力いただくことになります。

- ①労災保険適用事業場であること。
- ②常時使用する労働者数が300人未満であること。
- ③直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（労働基準監督署の受付印済）」が提出できること。

（郵送等で申告され監督署の受付印がない場合は、銀行の領収印が入った「納付書・領収証」の写をご提出ください。労働保険関係業務を労働保険事務組合に委託している場合は、直近の労働保険料に用いた「労働保険料算定基礎賃金等の報告」と「労働保険料納入通知書」の写しをご提出ください。

* 本制度の利用において不正又は虚偽が判明した場合は、割引適用を取り消し、割引額の返還を求めることがあります。